

## 実施要項の変更（案）（抜粋）

## 入札参加資格（九州財務局本局）

仕様書で定める対象業務に応じて、次の①～⑬の資格を有する者であること。

- ① 「地下埋設物調査業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- ② 「ライフライン調査業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- ③ 「巡回業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 「草刈・保守業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑤ 「柵設置業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- ⑥ 「看板作成設置業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑦ 「樹木伐採業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- ⑧ 「投棄物撤去業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑨ 「巣撤去業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土

- 木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑩ 「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
  - ⑪ 「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
  - ⑫ 「物件調査、物件調書作成業務」を行う者は平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」・「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。かつ、物件調査は、宅地建物取引主任者として宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の登録を受けた者が行い、測量機器を使用する調査は、測量技師補以上の資格を有する者が確認調査を行える者であること。
  - ⑬ 「入札案内書原稿整備業務」を行う者は、平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」・「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

## 入札参加資格（大分、宮崎、鹿児島財務事務所）

仕様書で定める対象業務に応じて、次の①～⑬の資格を有する者であること。

- ① 「地下埋設物調査業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ② 「ライフライン調査業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ③ 「巡回業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 「草刈・保守業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」

- 又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ⑤ 「柵設置業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
  - ⑥ 「看板作成設置業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
  - ⑦ 「樹木伐採業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
  - ⑧ 「投棄物撤去業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
  - ⑨ 「巣撤去業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
  - ⑩ 「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」、「とび・土工・コンクリート工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
  - ⑪ 「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「土木一式工事」の「D」の等級に格付けされている者、又は同「造園工事」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
  - ⑫ 「物件調査、物件調書作成業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「補償コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。かつ、物件調査は、宅地建物取引主任者として宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の登録を受けた者が行い、測量機器を使用する調査は、測量技師補以上の資格を有する者が確認調査を行える者であること。
  - ⑬ 「入札案内書原稿整備業務」を行う者は、平成 25・26 年度財務省九州地区競争参加資格「補償コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は平成 25・26・27 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」

の「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。